

## 後期第 8 問

A は中学 2 年生になってから学校でいじめを受けていた。そのことを両親である父 B、母 C に相談していた。いじめのことをきいた B は、首謀者とされる X (中学 2 年生) に仕返しをして、思い知らせてやろうと考え、X が通学で使用している自転車に放火をしようと企てた。

令和 2 年 11 月 10 日夜 11 時頃、B はガソリン 1.5ℓ を X の自宅前に置いてあった自転車にかけ、ライターで点火して、放火した。X とその家族が住む自宅は、市街地にあり、公園に面していた。また、近くには A、X が通っている小学校があり、夜間も預かっている保育園もあった。左右の家には自動車がそれぞれ 1 台ずつ止まっており、当時ガソリンはほぼ満タン (50ℓ 前後) に入っていた。そして、X の自転車が置いてあったすぐ近くにはゴミ収集場があり、多くのゴミが置かれていた。

放火時は夜で街灯も少なかったことから、B は自転車の周りにゴミ収集場があることなどは認識していなかった。X の自転車は放火により 30cm ほど燃え上がっているところを X の父 Y によって発見され、Y の通報で消防車が出動し消化活動で鎮火された。本件火災により X の自転車はサドルから後輪にかけて焼損し、近くのゴミ収集場にあったゴミの一部が燃え、延焼の危険が及んだ。

以下の事実関係のもと B の罪責を論ぜよ。